

株式交換に係る事前開示書面

2025年12月2日

イオンフィナンシャルサービス株式会社
エー・シー・エス債権管理回収株式会社

2025年12月2日

株式交換に係る事前開示書面

(株式交換完全親会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく開示事項
株式交換完全子会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 深山友晴

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
エー・シー・エス債権管理回収株式会社
代表取締役 松山正弘

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」といいます。）及びエー・シー・エス債権管理回収株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025年11月28日付で株式交換契約書を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2025年12月23日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 交換対価についての定めの相当性に関する事項

（1）交換対価の総数及びその相当性に関する事項

本株式交換に際しては、甲は乙の株主に対してその保有する乙の株式1株につき甲の株式363株を割り当て、交付することとしておりますが、交換対価は以下の算定により定めたものであり、相当であると判断しております。

甲の株式については、2025年10月31日までの3か月間の東京証券取引所プライム市場における終値単純平均株価である1株1,486.3円を基礎としております。

乙の株式については、2025年2月末を基準日として、甲を除く乙の株主の利益を害さないようにするために、甲及び乙から独立した第三者算定機関である南青山アドバイザリーグループ株式会社の算定結果を用いることとし、同社の純資産法（簿価純資産法）による算定結果である1株539,537円を基礎としております。

これらを基礎として甲乙株式に係る価値の比率（小数点以下四捨五入）を算出し、乙の株式 1 株につき甲の株式 363 株を交付するものと設定しております。

甲を除く乙の株主が保有する乙の株式の総数は 30 株であり、交換対価の総数は甲の株式 10,890 株となります。

なお、乙の株式の算定手法について、本株式交換においては、現時点で把握可能な資産・負債の簿価に基づき、客観性と検証可能性を確保できる簿価純資産法が合理的な評価手法と考えております。同手法は、解散価値を基礎とすることで、乙の経済的実態を簡明かつ透明性の高い形で反映できる点において妥当と判断し採用しております。他方、乙は一部の事業を甲へ吸収分割することを計画しており、継続的な利益創出や将来 CF を前提とする類似会社比較法は適切ではないことから、類似会社比較法による算定結果は採用しておりません。また、修正簿価純資産法については、引当金等の不確定要素を反映する過程で、将来の回収可能性や評価額に関する見積りの影響が大きく、結果として評価の客観性・検証可能性が低下する懸念があります。こうした理由から、本件評価においては、修正簿価純資産法は採用しておりません。

(2) 交換対価の選択の理由

甲が乙を完全子会社化するにあたり、資本政策等を考慮して交換対価として甲の株式を選択しました。

(3) 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

乙の株式価値の算出にあたっては、甲及び乙から独立した第三者算定機関である南青山アドバイザリーグループ株式会社に企業価値の算定を依頼し、交換比率の設定においてはかかる算定の結果を用いることとしております。

3. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 甲の定款の定め

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

甲の株式は東京証券取引所プライム市場に上場しており、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。なお、単元(100 株)未満の数の株式は市場にて売却できません。

(3) 交換対価の市場価格

上記 2 に記載のとおりです。なお、甲株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 株式交換完全親会社の過去 5 年間の貸借対照表等

甲は金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しております

すので、該当事項はありません。

4. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

交換対価は甲の株式のみであり、乙は新株予約権を発行していないため、本株式交換に異議を述べることのできる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1
株式交換契約書

株式交換契約書

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）とエー・シー・エス債権管理回収株式会社（以下「乙」という。）は、2025年11月28日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

（1）甲：株式交換完全親会社

商号 イオンフィナンシャルサービス株式会社
住所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

（2）乙：株式交換完全子会社

商号 エー・シー・エス債権管理回収株式会社
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に株式交換比率を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。株式交換比率とは、1:363.0をいう。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式の総数に株式交換比率を乗じて得られる数の甲の株式を割り当てる。
- 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月23日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議

し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 (本株式交換の条件の変更及び中止)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲若しくは乙の経営、事業、財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し若しくは明らかとなった場合、又はその他本契約の目的の達成が困難となり若しくは困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第7条 (本契約の効力)

本契約は、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得するが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第8条 (費用負担)

本契約の締結及び履行に関連して、各当事者に発生した費用は、各自の負担とする。

第9条 (準拠法)

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第10条 (管轄)

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年11月28日

甲 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 深山 友晴

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
エー・シー・エス債権管理回収株式会社
代表取締役 松山 正弘

別紙 2

イオンフィナンシャルサービス株式会社の
定款

定 款

イオンフィナンシャルサービス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社と称し、英文では、AEON Financial Service Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務
2. 投資業
3. クレジットカード業および当該業務に関わる付随業務
4. クレジットカード番号等取扱契約締結業
5. 金融商品仲介業ならびに金融サービス仲介業
6. 信用購入あっせん業
7. 資金の貸付、有価証券等の金融商品および金融派生商品の保有、運用、管理および売買業
8. 集金代行業ならびに計算事務代行業
9. 銀行代理業
10. 現金自動貸出機、現金自動受取機の保全、管理業
11. 前払式支払手段発行業、資金移動業
12. 電子マネーおよびその電子的価値情報（物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用い
うことができるもの）の発行、販売および管理業
13. 電子決済代行業
14. ポイントおよび仮想通貨等の運営業
15. 信用保証、集金代行および計算事務代行業
16. 電子機器およびシステムソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、修理および保守業
17. インターネットを利用した代金決済システムの運用およびその代理業
18. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネットのプロバイダー業ならびに電話応対代行業
19. クレジットカードなど各種カードの文字、磁気テープ加工業
20. 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
21. 少額短期保険代理業
22. 総合リース業およびその取次、事務代行業
23. 総合レンタル業
24. 広告業および広告代理業
25. 飲食業
26. 旅行業および旅行代理業
27. 不動産等の資産の賃貸業、管理業
28. 倉庫業
29. 各種商品の生産、製造、販売、卸売、小売業
30. 古物の売買および委託販売
31. 各種サービス業および仲介・取次業
32. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告
をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、540,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数
と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

ただし、当会社が当該請求に係る株式を保有していない場合、この限りではない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日から 3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。
- ② 株主総会は、本店所在地または千葉市もしくはこれらに隣接する地において招集する。
 - ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で選定された取締役が招集する。
選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。

(基 準 日)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 2月末日とする。
- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(議長)

- 第 13 条 株主総会の議長は、取締役会で定める。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- ② 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提供しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 17 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(選 任)

- 第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 19 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- ② 当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

- 第 21 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、その議長となる。

(招集通知)

- 第 22 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法)

- 第 23 条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

- 第 24 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第 25 条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬」）

等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

第30条 当会社の監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第31条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法)

第32条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第33条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金配当の除斥期間)

第39条 当会社の剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

② 未払の配当金には、利息は付さない。

<改訂>

1984年1月31日	2000年5月17日	2010年5月11日
1985年5月17日	2001年5月15日	2012年5月15日
1986年12月6日	2002年5月15日	2013年1月1日
1987年8月28日	2003年5月13日	2013年4月1日
1988年5月12日	2004年5月12日	2017年6月27日
1993年7月20日	2006年2月21日	2019年4月1日
1994年5月18日	2006年5月16日	2019年6月25日
1995年5月18日	2007年5月15日	2022年5月23日
1996年5月16日	2009年5月12日	2023年1月25日
1998年5月13日	2010年1月6日	2023年5月24日

本定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

年　　月　　日

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田健二